

5 認証年月日

令和3年12月15日

富山県告示第507号

地籍調査の成果の認証について

南砺市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和3年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 調査を行った者の名称

南砺市

2 調査を行った時期

南砺市大字下出の一部（下出Ⅰ）

平成22年11月16日から

平成26年3月28日まで

南砺市大字下出の一部（下出Ⅱ）

平成22年11月16日から

平成27年3月23日

南砺市大字下出の一部（下出Ⅲ）

平成24年4月16日から

令和2年3月23日

3 成果の名称

南砺市大字下出の一部（下出Ⅰ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字下出の一部（下出Ⅱ）の地籍図及び地籍簿

南砺市大字下出の一部（下出Ⅲ）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

南砺市大字下出の一部（下出Ⅰ）

南砺市大字下出の一部（下出Ⅱ）

南砺市大字下出の一部（下出Ⅲ）

5 認証年月日

令和3年12月15日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成作業）

2 作業期間

令和3年12月5日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

富山市松若町ほか地区

二級建築士の免許取消処分について

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定による処分をしたので、同条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和3年12月17日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏名	建築士の別	登録番号
中村 智樹	二級建築士	富山県知事登録 第10366号

3 処分の内容

免許取消

4 処分の原因となった事実

(1) 射水市内の共同住宅新築工事について

ア 設計者として富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）第12条本文の規定に違反し、共同住宅の屋外への主要な出口を道路に面して設けなかった。なお、道路に通ずる敷地内の通路の幅員が2メートルに満たない設計を行っており、これは、同条ただし書に規定する知事が別に定める基準である共同住宅等の屋外への主要な出口に係る基準について（平成14年富山県告示第231号）に適合する場合に該当しない。

イ 当該工事の建築主の代理者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の交付を受けずに、当該共同住宅に係る虚偽の確認済証を作成して建築主に送付した。

ウ 当該工事の工事監理者として、工事施工者に着工を指示した。

エ 当該工事の工事監理者として、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第3項の規定による報告をしなかった。

(2) 富山市内の一戸建て住宅の増築工事について

ア 当該工事の建築主の代理者として確認済証の交付を受けずに、虚偽の確認済証を作成して工事施工者に送付した。

イ 建築主の代理者として確認済証の交付を受けずに、無確認で着工されることを容認した。

(3) 設計受託契約又は工事監理受託契約の締結について

ア 株式会社A. d e s i g N二級建築士事務所の開設者として、複数の設計受託契約又は工事監理受託契約の締結に際し、あらかじめ当該契約に係る建築主に対し管理建築士等をして建築士法第24条の7に規定する重要事項を記載した書面を交付して説明させることをしなかった。

イ 当該契約を締結したにもかかわらず、当該契約の委託者に対し、建築士法第24条の8第1項に規定する書面を交付しなかった。

建築士事務所の監督処分について

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 監督処分をした年月日

令和3年12月17日

2 監督処分を受けた建築士事務所

(1) 名称及び所在地

株式会社A. d e s i g N二級建築士事務所

富山市豊田町一丁目6番47号

(2) 開設者の名称及び代表者の氏名

株式会社A. d e s i g N

代表取締役 中村 智樹

(3) 建築士事務所の別

二級建築士事務所

(4) 登録番号

富山県知事登録第(1)2304号

3 監督処分の内容

建築士事務所の登録取消し

4 監督処分の原因となった事実

株式会社A. d e s i g N二級建築士事務所の開設者である中村智樹氏が、令和3年12月17日付けで建築士法第10条第1項の規定により富山県知事から免許取消処分を受けた。

